

神戸市シニア元気ポイントサイト

活用支援等業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	(総額) 29,200,000円（うち消費税及び地方消費税を含む） (内訳) ・委託費 22,000,000円（うち消費税及び地方消費税を含む。この契約締結後、乙の請求に基づき概算払） ・ポイント交換額 7,200,000円（うち消費税及び地方消費税を含む。この契約締結後、乙の請求に基づき概算払） ※ポイント交換に関しては、実績に応じてデータの提出とあわせて精算するものとし、受託者の請求に基づき必要に応じて不足分を追加で支払うものとする。
精算を行う場合の方法	検査終了後、付加条項第43条に従い精算する。
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日から令和8年3月31日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	(精算) 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、業務報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から業務報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書に基づき精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
6 別紙委託契約約款に付加する条項	なし
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱う

ものとし、同ファイルを印刷した文書は控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 神戸市

契約担当者 地域協働局長 ○ ○ ○ ○ 印

※電子契約の場合は「印」削除

乙

印

※電子契約の場合は「印」削除